

令和元年度 次世代自動車支援センター埼玉試作開発助成事業募集要綱  
(二次公募)

1 目的

公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下、「公社」という。）は、自動車の高効率化や次世代自動車分野への進出、自動車分野でこれまでに培った技術力を活用し、先端産業分野等への進出を目指した開発に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

2 対象者

公社自動車産業部会に加入している中小企業者。

3 対象事業

新技術等を研究し、試作品やサンプル製品を開発する事業で、次のすべての要件に該当するもの。

- (1) 自動車産業分野または先端産業分野（ナノカーボン、医療イノベーション、ロボット、新エネルギー、航空・宇宙）等を対象とした開発であること。
- (2) 令和2年1月17日（金）までに完了する開発であること。
- (3) 助成事業の内容（事業者名、事業テーマ、事業概要等）の公表が可能であること。
- (4) 助成事業の全部を第三者に委託（外注）するものでないこと。

4 対象経費

(1) 消耗品費

試作品、サンプル品の開発に使用し消費される原材料、消耗品等の購入に要する経費。

(2) 加工費

(2) 分析検査料

試作品、サンプル品の評価試験等において、公設試験機関等への委託（外注）に要する経費。ただし、経費申請総額の2分の1未満であること。

5 助成率等

助成率は10分の10以内とし、助成上限額は20万円とする（消費税込み）。

6 必要提出書類等

- (1) 実施計画書（指定様式）※補足資料を添付することも可能とする。
- (2) 経費積算書（指定様式）

7 受付期間

令和元年7月29日（月）～令和元年8月23日（金）

8 応募方法

受付期間内に必要書類を公社（次世代自動車支援センター埼玉）に提出すること。

## 9 審査

書類審査により3件（3社）程度を選定する。その結果は、令和元年9月上旬頃に文書で通知する。

## 10 助成金の支払

助成金の支払は精算払とする。なお、助成金の支払は、経費支払報告書を受領後、確定検査（成果品・証拠書類の検査）の上、助成額を確定し支払うものとする。

## 11 対象事業実施に当たっての留意点

助成の決定を受けても、次の条件に反した場合には、決定を取り消すことがある。

(1) 成果物の提出〔提出期限：令和2年1月17日（金）〕

① 試作品・サンプル品

② 試作、開発に係る説明資料（画像含む）

(2) 成果物の公表

提出された成果物については、ビジネスアリーナ2020（令和2年1月29・30日）や次世代自動車支援センター埼玉の研究会等での展示及び公表に同意すること。

(3) 経理書類について

支出関係書類の整備（見積書・納品書・請求書・振込が確認できる証拠種類）し、保管すること。なお、基本的に支払は銀行振り込みとするが、10万円未満（消費税含む）の支払いについては、領収書などの証拠書類があれば現金払いも可とする。

## 12 その他

この要綱に定めることのほか、事務の執行に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。